

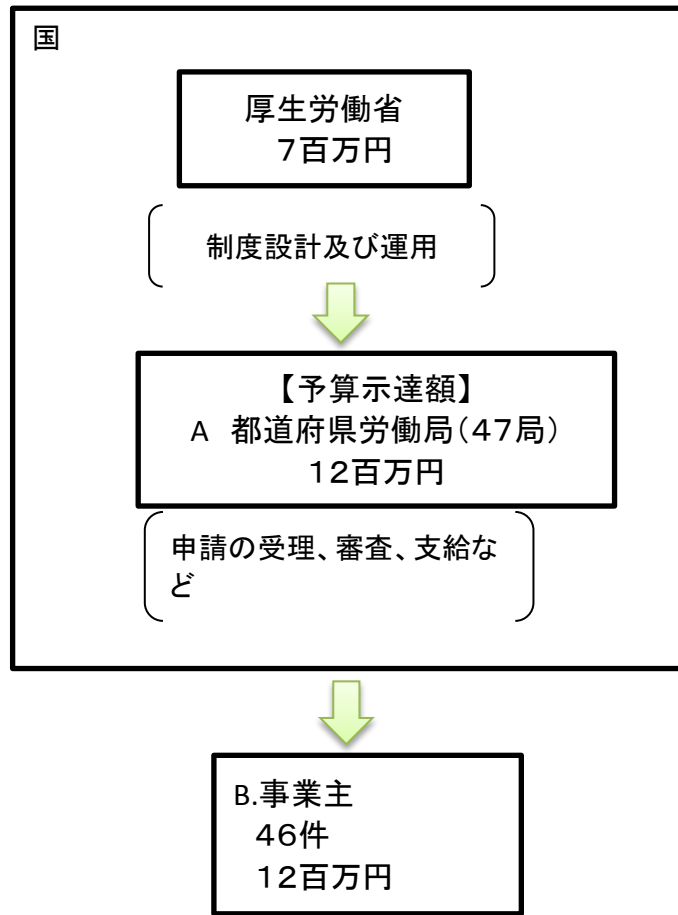
平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	精神障害者等ステップアップ雇用奨励金			担当部局庁	職業安定局雇用開発部		作成責任者	
事業開始年度	平成20年度	事業終了(予定)年度	平成26年度	担当課室	障害者雇用対策課地域就労支援室		地域就労支援室長 畑 俊一	
会計区分	一般会計			政策・施策名	IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令(具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	重点施策実施5か年計画(平成19年12月15日障害者施策推進本部決定)			
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	精神障害者及び発達障害者の特性を踏まえ一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら、常用雇用への移行を促進する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	精神障害者及び発達障害者は就業が可能であっても、直には雇用保険の被保険者の適用となる週20時間以上働くことが困難な者が多く、また事業主側にとっても一定程度の期間をかけて精神障害者の特性を理解する必要がある。このため、精神障害者の障害特性に応じた支援策として、1週間の就業時間10時間以上20時間未満の短時間就業から始め、1年間程度かけて20時間以上の就業を目指すことを目的に、週20時間未満の短時間就業を実施する事業主に対して、当該期間中、対象障害者1人当たり月2万5千円を支給する。							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額(単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算の状況	当初予算	123	81	15	0	-	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	123	81	15	0	0		
執行額	51	54	12					
執行率(%)	41%	67%	80%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 26年度
	ステップアップ雇用期間が終了した者のうち常用雇用へ移行した者の率60%以上	ステップアップ雇用期間が終了した者のうち常用雇用へ移行した者の率	成果実績	%	42.4	51.5	56.3	
			目標値	%	60	60	60	-
			達成度	%	70%	86%	94%	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	ステップアップ雇用を開始した者	活動実績	人	379	51	-		
		当初見込み	人	550	35	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト=X/Y X:「執行額(百万円)」 Y:「ステップアップ雇用を開始した者(人)」	単位当たりコスト	円	134,564	1,058,824	-	-	
		計算式	X/Y	51百万円/379人	54百万円/51人	-	-	
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	助成金	-	-	平成24年度限りで廃止のため(平成25年度以降は経過措置のみ)				
計	0	0						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、国が行う職業紹介や雇用対策（障害者の雇用率達成指導）と一体的に実施しているものであり、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）において、数値目標として精神障害者ステップアップ雇用の常用雇用移行率が定められており、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	事業主の負担を考慮した必要経費の支給となっており、水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	一定の基準に基づき、ハローワークが必要と認める者に限定して実施している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		△	25年度後半の新規開始者数が予定を下回っていたため。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		△	ステップアップ雇用期間が終了した者のうち常用雇用へ移行した者の率は58.3%と、おおむね目標値に近い実績となった。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国が行う職業紹介や雇用対策と一体的に実施することにより高い実効性を確保	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	経過措置の助成金のため新規にステップアップ雇用を開始した者がいなかった。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	障害者トライアル雇用奨励金は、本奨励金と異なり、障害者全般に対して原則週20時間以上の労働時間の試行雇用であることに対し、本事業は精神障害者及び発達障害者に限定して原則週20時間未満の労働時間の試行雇用であり、適切な役割分担となっている。また、障害者初回雇用（ファースト・ステップ）奨励金は、障害者雇用の経験のない中小企業が障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成するものであり、助成金の対象及び目的が異なるものである。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	527	障害者試行雇用奨励金		
	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	535	障害者初回雇用（ファーストステップ）奨励金		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、ただちに週20時間以上の勤務が困難な精神障害者の障害特性を踏まえたものであるとともに、事業主の精神障害者雇用の理解の推進に資するものであり、有効な施策となっている。			
	改善の方向性	本奨励金は平成24年度限りで終了しているものである。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
終了予定	事業は当初の予定通りの成果を達成したため、平成26年度をもって終了すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
予定通り終了	当該事業は終了するが、得られた知見は他の事業にも活用する。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	362	平成23年度	328	平成24年度	285
平成25年度	516	平成26年度	519		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位: 百万
円)



費目・用途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と用途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.東京労働局			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金	2			
計		2	計		0
B.事業主(A社)			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
奨励金	障害者雇用に係る奨励金	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	事業主に対する助成金の支給	2	—	—
2	新潟労働局	事業主に対する助成金の支給	1	—	—
3	大阪労働局	事業主に対する助成金の支給	1	—	—
4	埼玉労働局	事業主に対する助成金の支給	1	—	—
5	兵庫労働局	事業主に対する助成金の支給	0.8	—	—
6	神奈川労働局	事業主に対する助成金の支給	0.6	—	—
7	鹿児島労働局	事業主に対する助成金の支給	0.5	—	—
8	群馬労働局	事業主に対する助成金の支給	0.5	—	—
9	長崎労働局	事業主に対する助成金の支給	0.5	—	—
10	長野労働局	事業主に対する助成金の支給	0.3	—	—

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	1	—	—
2	B社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.6	—	—
3	C社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.6	—	—
4	D社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.3	—	—
5	E社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.3	—	—
6	F社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.3	—	—
7	G社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.3	—	—
8	H社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.3	—	—
9	I社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.3	—	—
10	J社	精神障害者をステップアップ雇用したことに伴う助成金	0.3	—	—